

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026 年 9 月 29 日

【発行者の名称】

株式会社フロンティアホールディングス
(Frontier Holdings Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 中西 栄仁

【本店の所在の場所】

大阪市中央区城見二丁目 1 番 61 号

【電話番号】

(06)6356-5577 (代表)

【事務連絡者氏名】

管理部長 松野 誠

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ・キャピタル証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号

虎ノ門ヒルズ森タワー

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社フロンティアホールディングス

<https://frontier-hd.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自2024年 1 月 1 日 至2024年 6 月30日	自2025年 1 月 1 日 至2025年 6 月30日	自2026年 1 月 1 日 至2026年 6 月30日	自2024年 1 月 1 日 至2024年12月31日	自2025年 1 月 1 日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	5, 210, 791	7, 325, 982	8, 814, 381	12, 006, 213	17, 487, 462
経常利益 (千円)	622, 130	1, 010, 022	1, 252, 595	1, 648, 504	2, 517, 562
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益(千円)	400, 798	678, 938	811, 058	1, 119, 009	1, 681, 649
中間包括利益又は包括利益 (千円)	400, 798	678, 938	811, 058	1, 119, 009	1, 681, 649
純資産額 (千円)	3, 855, 595	5, 152, 273	6, 865, 573	4, 523, 570	6, 104, 750
総資産額 (千円)	9, 194, 981	13, 695, 069	19, 843, 987	11, 520, 931	16, 449, 398
1 株当たり純資産額 (円)	1, 304. 77	1, 743. 58	2, 323. 38	1, 530. 82	2, 065. 91
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当額） (円)	17. 00 (17. 00)	17. 00 (17. 00)	17. 00 (17. 00)	34. 00 (17. 00)	34. 00 (17. 00)
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	135. 63	229. 76	274. 47	378. 68	569. 09
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41. 9	37. 6	34. 6	39. 3	37. 1
自己資本利益率 (%)	10. 9	14. 0	12. 5	27. 9	31. 6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	12. 5	7. 4	6. 2	9. 0	6. 0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△917, 157	△1, 689, 804	△4, 442, 958	△1, 366, 599	△1, 361, 856
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△71, 931	△79, 235	△131, 829	△101, 747	△155, 266
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	651, 558	1, 393, 282	2, 956, 509	1, 821, 880	2, 574, 443
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	2, 303, 837	2, 619, 143	2, 433, 942	2, 994, 900	4, 052, 221
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (人)	197 (41)	237 (31)	231 (29)	186 (41)	216 (41)

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 株価収益率については、期中での取引実績がないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は期中平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
不動産仲介事業	131（18）
リフォーム事業	16（-）
戸建住宅事業	11（-）
アフターサービス事業	47（-）
全社（共通）	26（11）
合計	231（29）

（注） 1．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、期中平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．臨時雇用者数には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員であります。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
73（11）	28.7	4.5	5,380

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
アフターサービス事業	47（-）
全社（共通）	26（11）
合計	73（11）

（注） 1．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、期中平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。

3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4．全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間において、国内景気は雇用環境の改善や賃上げの進展を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇による家計負担の増加や金融環境の変化により、個人消費の回復には慎重な動きが見られました。

当社グループにおきましては、都市部を中心とした住宅需要や投資需要は堅調に推移した一方で、土地価格や建築資材価格の高止まり、人件費の上昇による住宅価格の上昇が続き、新築住宅の取得環境は厳しさを増しております。一方で、既存住宅の流通やリフォームによる住宅価値向上への関心は高まっており、中古住宅市場における需要の取り込みが重要となっております。

このような事業環境の下、当社グループは、不動産のお客様とのご縁を大切にし、お客様の暮らしを総合的にサポートすることで、お客様に価値ある貢献を行うという理念のもと、不動産売買仲介を基盤としながら、リフォーム、建売販売、保険の提案をはじめとするアフターサービスまで、住まいのワンストップサービスを提供する事業展開を図ってまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間における業績は、売上高は88億14百万円（前年同期比20.3%増加）、営業利益は13億53百万円（前年同期比27.1%増加）、経常利益は12億52百万円（前年同期比24.0%増加）、親会社株主に帰属する中間純利益は8億11百万円（前年同期比19.5%増加）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(不動産仲介事業)

不動産仲介事業においては、新入社員の育成に注力し、社外の研修も活用しながら生産性の向上に努めました。また、昨年度に新設したカスタマーセンターの体制を強化するとともに、潜在顧客へのテレフォンアポイントメント活動を強化してまいりました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は17億28百万円（前年同期比6.0%増加）、セグメント利益は6億9百万円（前年同期比12.9%増加）となりました。

(リフォーム事業)

リフォーム事業においては、不動産仲介事業が取り扱う中古物件のリフォームに加え、中古物件を買い取り、リフォームを行ったうえで、価値を加え販売する買取再販を行っております。特に提携業者との連携強化に努め、さらなる商品価値の向上に取り組んでまいりました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は25億2百万円（前年同期比0.2%増加）、セグメント利益は3億23百万円（前年同期比3.0%減少）となりました。

(戸建住宅事業)

戸建住宅事業においては、物件オークションや売却検討者とのマッチングサイトへの登録を継続するとともに、地場の不動産業者との連携を強化することで仕入先の拡大を図り、土地の仕入れ強化に取り組んでまいりました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は37億53百万円（前年同期比47.4%増加）、セグメント利益は2億38百万円（前年同期比92.9%増加）となりました。

(アフターサービス事業)

アフターサービス事業においては、火災保険や生命保険の提案、中古車の買取・販売等を行っております。特に自動車販売キャンペーンを展開し、積極的な販売活動を行ってまいりました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は7億85百万円（前年同期比30.9%増加）、セグメント利益は2億16百万円（前年同期比8.0%減少）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ16億18百万円減少し、24億33百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローの結果支出した資金は、44億42百万円（前年同期は16億89百万円の支出）の支出となりました。主な増加要因は、税金等調整前中間純利益12億41百万円であり、主な減少要因は、棚卸資産の増加48億96百万円、法人税等の支払額7億1百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローの結果支出した資金は、1億31百万円（前年同期は79百万円の支出）の支出となりました。主な減少要因は、定期預金の預入による支出1億円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローの結果支出した資金は、29 億 56 百万円（前年同期は 13 億 93 百万円の収入）の収入となりました。主な増加要因は、短期借入金の純増加額 21 億 84 百万円、長期借入れによる収入 19 億 32 百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出 11 億 8 百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、リフォーム事業以外のセグメントについては、受注に相当する事項がないため、受注実績に関する記載はしていません。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
リフォーム事業	810,837	129.0	610,173	159.4

(注) リフォーム事業の受注実績は、当社グループが受注工事を行うもののみとしており、中古不動産の買取再販等については、事業の性質上、上記には含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
不動産仲介事業	1,728,034	106.0
リフォーム事業	2,502,648	100.2
戸建住宅事業	3,753,126	147.4
アフターサービス事業	785,831	130.9
報告セグメント計	8,769,641	120.5
その他	44,739	88.2
合計	8,814,381	120.3

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の 10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または2026年3月27日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

i) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

ii) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

iii) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

iv) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

v) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

vi) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非

上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

vii) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

viii) 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

ix) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合 a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合 b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

x) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

xi) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合

xii) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

xiii) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

xiv) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

xv) 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

xvi) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

xvii) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

xviii) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合 このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【重要な契約等】

(1) フランチャイズ契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社フロンティア 不動産販売	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社フロンティア 住宅販売	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社フロンティア ホーム	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社フロンティア モータース	株式会社ユーポス	日本	自動車買取専門店を営むための経営ノウハウの提供	「ユーポス」及び商標・マークの使用権	契約締結日から1年間

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末における総資産は198億43百万円となり、前連結会計年度末と比べて33億94百万円増加しました。流動資産は、販売用不動産の増加等により、前連結会計年度末と比べて34億39百万円増加の191億8百万円となりました。固定資産は、建物及び構築物の除却等により、前連結会計年度末に比べて45百万円減少の7億34百万円となりました。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における負債は129億78百万円となり、前連結会計年度末に比べて26億33百万円増加しました。流動負債は、短期借入金の増加等により、前連結会計年度末に比べて17億66百万円増加の93億88百万円となりました。固定負債は、長期借入金の増加等により、前連結会計年度末に比べて8億66百万円増加の35億90百万円となりました。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は68億65百万円で、前連結会計年度末に比べ7億60百万円の増加となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益の計上等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況

「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,045,000	2,955,000	2,955,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	7,045,000	2,955,000	2,955,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日 ～2026年6月30日	—	2,955,000	—	100,000	—	229,800

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
㈱中西アセットマネジメント	大阪市城東区今福西6丁目7番33号	2,363,900	80.0
中西 栄仁	大阪市城東区	301,000	10.2
中西 香織	大阪市城東区	290,000	9.8
㈱タワラホーム	大阪府門真市宮野町2番20号	100	0.0
計	—	2,955,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,955,000	29,550	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,955,000	—	—
総株主の議決権	—	29,550	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2026年1月から2026年6月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までにおける役員の異動は以下のとおりであります。

前監査役が一身上の都合により退任することが2026年6月24日の臨時株主総会にて報告されました。同日、有本佳与子氏の監査役就任を決議しております。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数	就任 年月日
社外監査役	有本 佳与子	昭和42年 7月13日生	1988年4月 関西テレビ放送株式会社 入社 1993年5月 同社 退社 2012年8月 株式会社日比谷プロワーク 入社 2025年4月 大阪トヨペット株式会社 入社 2026年6月 当社監査役就任（現任）	(注)	—	2026年 6月24日

(注)2026年6月24日開催の臨時株主総会の終結の時から2030年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任日
監査役	大塚正和	2026年6月24日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性1名 （役員のうち女性の比率14.3%）

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 4,082,221	※ 2,563,942
売掛金	213,654	176,398
商品及び製品	79,740	74,527
販売用不動産	※ 2,696,066	※ 3,985,724
仕掛販売用不動産	※ 8,215,928	※ 11,733,658
未成工事支出金	94,307	188,355
その他	287,114	386,384
流動資産合計	15,669,033	19,108,991
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 263,680	※ 243,507
機械装置及び運搬具（純額）	20,128	17,402
工具、器具及び備品（純額）	7,284	5,785
土地	61,486	61,486
リース資産（純額）	2,968	2,650
建設仮勘定	—	31,626
有形固定資産合計	355,547	362,459
無形固定資産		
ソフトウェア	8,767	6,813
その他	7,210	7,210
無形固定資産合計	15,977	14,023
投資その他の資産		
繰延税金資産	286,088	250,319
破産更生債権等	—	18,514
その他	122,750	108,193
貸倒引当金	—	△18,514
投資その他の資産合計	408,839	358,512
固定資産合計	780,364	734,995
資産合計	16,449,398	19,843,987

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	524,381	664,446
短期借入金	※ 4,380,244	※ 6,564,317
1年内返済予定の長期借入金	※ 1,031,728	※ 975,351
リース債務	690	690
未払法人税等	700,232	393,217
賞与引当金	317,179	263,086
その他	666,791	526,910
流動負債合計	7,621,247	9,388,019
固定負債		
長期借入金	※ 2,667,626	※ 3,547,020
リース債務	2,586	2,241
資産除去債務	53,187	41,132
固定負債合計	2,723,400	3,590,393
負債合計	10,344,647	12,978,413
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	229,800	229,800
利益剰余金	5,774,950	6,535,773
株主資本合計	6,104,750	6,865,573
純資産合計	6,104,750	6,865,573
負債純資産合計	16,449,398	19,843,987

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30 日)
売上高	7,325,982	8,814,381
売上原価	4,489,210	5,549,358
売上総利益	2,836,771	3,265,022
販売費及び一般管理費	※ 1,772,228	※ 1,911,903
営業利益	1,064,542	1,353,118
営業外収益		
受取利息	1,180	3,010
受取配当金	36	40
解約手付金収入	1,890	3,656
保険金収入	—	3,533
雑収入	1,286	924
営業外収益合計	4,393	11,166
営業外費用		
支払利息	53,931	102,356
支払保証料	489	1,478
財務手数料	3,861	4,545
雑損失	630	3,310
営業外費用合計	58,914	111,690
経常利益	1,010,022	1,252,595
特別利益		
固定資産売却益	294	2
特別利益合計	294	2
特別損失		
固定資産除却損	659	11,295
特別損失合計	659	11,295
税金等調整前中間純利益	1,009,657	1,241,302
法人税、住民税及び事業税	370,541	394,474
法人税等調整額	△39,821	35,769
法人税等合計	330,719	430,243
中間純利益	678,938	811,058
親会社株主に帰属する中間純利益	678,938	811,058

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30 日)
中間純利益	678,938	811,058
中間包括利益	678,938	811,058
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	678,938	811,058

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,009,657	1,241,302
減価償却費	18,445	17,093
固定資産除却損	659	11,295
固定資産売却損益(△は益)	△294	△2
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	18,514
賞与引当金の増減額(△は減少)	24,626	△54,092
受取利息及び受取配当金	△1,217	△3,051
支払利息	53,931	102,356
売上債権の増減額(△は増加)	81,526	18,741
棚卸資産の増減額(△は増加)	△2,587,540	△4,896,222
仕入債務の増減額(△は減少)	3,874	140,065
前受金の増減額(△は減少)	△17,099	84,811
未収消費税等の増減額(△は増加)	44,641	△79,856
未払消費税等の増減額(△は減少)	△3,367	△166,206
その他	53,175	△58,791
小計	△1,318,980	△3,624,044
利息及び配当金の受取額	1,217	3,051
利息の支払額	△58,852	△120,495
法人税等の支払額	△313,188	△701,469
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,689,804	△4,442,958
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△30,000	△100,000
有形固定資産の取得による支出	△49,192	△40,306
有形固定資産の売却による収入	366	10
その他	△408	8,466
投資活動によるキャッシュ・フロー	△79,235	△131,829
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	913,242	2,184,072
長期借入れによる収入	1,424,400	1,932,000
長期借入金の返済による支出	△893,779	△1,108,983
リース債務の返済による支出	△345	△345
配当金の支払額	△50,235	△50,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,393,282	2,956,509
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△375,756	△1,618,278
現金及び現金同等物の期首残高	2,994,900	4,052,221
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,619,143	※ 2,433,942

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
定期預金	30,000	—
販売用不動産	1,731,073	3,395,832
仕掛販売用不動産	7,076,611	9,704,210
建物	49,696	49,696
計	8,887,382	13,149,739

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
短期借入金	4,124,750	6,204,250
1年内返済予定の長期借入金	925,356	901,928
長期借入金	2,342,447	3,173,584
計	7,392,553	10,279,762

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料手当	477,383	505,092
広告宣伝費	370,347	401,489
賞与引当金繰入額	223,204	253,941
退職給付費用	16,455	17,302

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
現金及び預金勘定	2,649,143	千円	2,563,942	千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△30,000		△130,000	
現金及び現金同等物	2,619,143		2,433,942	

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025 年 3 月 28 日 定時株主総会	普通 株式	50,235	17	2024 年 12 月 31 日	2025 年 3 月 29 日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025 年 8 月 14 日 取締役会	普通 株式	50,235	17	2025 年 6 月 30 日	2025 年 8 月 29 日	利益剰余金

当中間連結会計期間(自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026 年 3 月 27 日 定時株主総会	普通 株式	50,235	17	2025 年 12 月 31 日	2026 年 3 月 30 日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026 年 8 月 14 日 取締役会	普通 株式	50,235	17	2026 年 6 月 30 日	2026 年 8 月 28 日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				
	不動産仲介 事業	リフォーム 事業	戸建住宅 事業	アフター サービス 事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	1,630,226	2,497,541	2,546,956	600,535	7,275,259
セグメント間の内部 売上高又は振替高	341,706	—	—	8,477	350,184
計	1,971,933	2,497,541	2,546,956	609,012	7,625,444
セグメント利益	539,772	333,069	123,785	234,872	1,231,500

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への売上高	50,722	7,325,982	—	7,325,982
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,100	352,284	△352,284	—
計	52,822	7,678,266	△352,284	7,325,982
セグメント利益	41,882	1,273,382	△208,840	1,064,542

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、人事コンサルティング事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△208,840千円は、グループ会社の経営指導料922,757千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,114,825千円、セグメント間取引消去高△16,771千円によるものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	不動産仲介 事業	リフォーム 事業	戸建住宅 事業	アフター サービス 事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	1,728,034	2,502,648	3,753,126	785,831	8,769,641
セグメント間の内部 売上高又は振替高	533,242	—	—	7,253	540,496
計	2,261,276	2,502,648	3,753,126	793,085	9,310,137
セグメント利益	609,607	323,030	238,822	216,172	1,387,633

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への売上高	44,739	8,814,381	—	8,814,381
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,100	542,596	△542,596	—
計	46,839	9,356,977	△542,596	8,814,381
セグメント利益	14,821	1,402,455	△49,336	1,353,118

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、人事コンサルティング事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額△49,336千円は、グループ会社の経営指導料1,216,655千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,185,110千円、セグメント間取引消去高△80,881千円によるものであります。
3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	3,699,354	3,691,162	△8,191
(2) リース債務	3,277	3,042	△234
負債計	3,702,631	3,694,205	△8,425

当中間連結会計期間（2026年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	4,522,371	4,514,448	△7,922
(2) リース債務	2,931	2,745	△186
負債計	4,525,302	4,517,194	△8,108

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,691,162	—	3,691,162
リース債務	—	3,042	—	3,042
負債計	—	3,694,205	—	3,694,205

当中間連結会計期間（2026年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,514,586	—	4,514,586
リース債務	—	2,117	—	2,117
負債計	—	4,516,703	—	4,516,703

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
1株当たり純資産額	2,065円91銭	2,323円38銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益(円)	229.76	274.47
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	678,938	811,058
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	678,938	811,058
普通株式の期中平均株式数(株)	2,955,000	2,955,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

第20期(2026年1月1日から2026年12月31日まで)中間配当については、2026年8月14日開催の取締役会において、2026年6月30日の最終株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 50,235千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 17円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2026年8月28日 |

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月29日

株式会社フロンティアホールディングス
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中

指 定 社 員 公認会計士 新 開 智 之
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 杉 江 明 俊
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フロンティアホールディングスの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フロンティアホールディングス及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。